

稲沢市は、不適切事務により市に損害を与えた職員及びその監督責任者である職員に対し、令和7年2月14日に下記の通り懲戒処分を行った。

記

被処分者	処分内容	根拠法令
子ども健康部 課長	戒告	地方公務員法第29条第1項第2号
子ども健康部 主幹	減給10分の1 1か月	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号
建設部 課長	戒告	地方公務員法第29条第1項第2号
建設部 主幹	減給10分の1 1か月	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号
建設部 主任	戒告	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号

上記に加えて、本件の管理監督責任を問うものとして、子ども健康部長及び建設部長を文書訓告としています。

(問合先 稲沢市総合政策部人事課人事グループ 電話 0587-32-1111 内線 212)